

第5号議案

いじめ問題対策連絡協議会設置要綱および
いじめ調査専門委員会設置要綱の制定について

別紙のとおり、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱およびいじめ調査専門委員会設置要綱を制定する。

平成26年4月25日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ調査専門委員会を設置したいので、
この案を提出する。

いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（案）

福井県教育委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨に基づき、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図り、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（業務）

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) いじめの防止等のための実効性を高める方策および実施状況
- (2) いじめの防止等に関係する機関および団体の相互連携
- (3) いじめの防止等のための施策の普及・啓発
- (4) その他いじめ問題対策に関すること

（組織）

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる機関および団体の代表をもって構成する。

- (1) 青少年育成関係者
- (2) 心理・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 学校関係者
- (7) 市町教育委員会
- (8) 県教育行政関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を掌握し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、教育庁義務教育課および高校教育課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

いじめ調査専門委員会設置要綱（案）

福井県教育委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、福井県立学校で発生したいじめの重大事態に対応するため、いじめ調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第2条 委員会は、福井県立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合に、事実関係を明確にするための調査を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

(1) 弁護士

(2) 児童心理の専門家

(3) 学識経験者

(4) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒の発達等について専門的知識を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議の招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

（資料の収集）

第6条 委員会は、県教育委員会および関係学校に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

いじめの防止等のための取組概要

1 「福井県いじめ防止基本方針」に基づきいじめ対策

- 県・市町教育委員会および学校は、いじめの実態や取組状況について、互いに情報を共有するとともに、「いじめ防止基本方針」に基づいて、家庭や地域と一体となつたいじめ防止等の具体的な取組みを行う。

2 いじめの防止等のための主な施策の具体的活動

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育といじめの未然防止
 - 道徳教育：いじめの問題、思いやりや助け合いの心を題材とした学級での授業（学期1～2回）
幼児教育講座や巡回訪問等により幼児期の道徳性を育成
 - 人権教育：「人権教育の手引き」を活用した校内研修、スローガンづくりや意見発表、寸劇等による人権集会（12月）
人権感覚を行動に移すための参加・体験型授業（総合的な学習・学級活動）、職場体験や保育体験（中学生）、福祉施設訪問（高校生）等の地域の人々や障害のある方との触れ合いの機会（長期休業中、総合的な学習・学級活動）
- (2) いじめの未然防止
 - 児童会・生徒会活動：いじめ撲滅集会やいじめ問題に関する児童生徒の話し合い活動（6、10月）
 - 分かる授業に向けた授業改善：校内公開授業や校種間の出前授業、相互授業参観による教員の学び合い（通年）
 - ネットいじめの予防：ポスター掲示や映像教材・校内放送の活用、「ネット通信利用ガイド」を活用した指導（4、7月）、家庭でのインターネット利用に関するルールづくり（PTAとの連携）
- (3) いじめの早期発見
 - 児童生徒自らのいじめチェック：生活ノート等を利用した自己チェック、担任による記入内容の点検と相談（毎日）
 - アンケート調査（毎月）や教育相談週間における個別面談（学期ごと）等によるいじめの実態把握
- (4) いじめの早期対応
 - 「いじめ対応サポーター班」による迅速な対応、心理や福祉の専門家と連携したケース会議の開催 等

3 いじめの防止等のための組織の効率的運用

- (1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の開催（教育委員会）
 - いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るため、取組状況を検証し、有効な具体策について協議（構成員）県・市町教育委員会、校長会、私立中学高等学校協会、PTA、子ども会、警察、児童相談所、地方方法務局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学識経験者等
 - ・第1回協議会（5月13日）「福井県いじめ防止基本方針」に係る具体的施策
これまでの取組状況および成果と課題、今後の具体的活動について意見交換
 - ・第2回協議会（10月）上半期の取組状況および成果と課題、下半期の具体的活動について意見交換
- (2) 「いじめ調査専門委員会」の開催（教育委員会）
 - 重大事態発生時に、県立学校および教育委員会の対応等について事実関係を調査・検証（構成員）弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者 等
- (3) 「いじめ再調査委員会」（知事部局）
 - 重大事態発生時の調査結果について、必要がある場合に再調査。（構成員）弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者 等
- (4) 「いじめ対策委員会」の常設（各学校）
 - 学校が、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について具体的な指導方針を定期的に協議（構成員）生徒指導主事、学年主任等の教職員、スクールカウンセラー等の専門家、PTA等

研修会・講座・会議等（予定）

4月	○インターネット利用指導①（中1、高1）
5月	○第1回いじめ問題対策連絡協議会 いじめ調査専門委員会 ○幼児教育講座、巡回訪問（通年）
6月	○いじめをなくす強調月間① ○校内公開授業、校種間出前授業（通年） ○第1回研修会（生徒指導主事） 【兵庫教育大学大学院教授 新井 肇 氏】
7月	○インターネット利用指導②（夏季休業前） ○第2回研修会（教頭） 【元全国中学校校長会生徒指導部長 滝澤雅彦 氏】
8月	○教育向上会議（校長、市町教委、PTA、子ども会等）
9月	○幼児教育講座
10月	○いじめをなくす強調月間② ○第2回いじめ問題対策連絡協議会
11月	○第3回研修会（生徒指導主事）【情報モラル関係講師】
12月	○人権週間（12月4日～10日）
1月	○第4回研修会（教頭） 【国立教育政策研究所総括研究官 滝 充 氏】
2月	○幼児教育講座
3月	

県・市町教委および学校は、いじめの実態や取組状況等について、毎月、情報を共有する

福井県いじめ防止基本方針

平成26年3月

福井県・福井県教育委員会

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての児童生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害等のある児童生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

(3) いじめの早期発見

- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないよう児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 学校長は、いじめの被害と加害および他の児童生徒のいじめ行為の状況について、児童生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、学校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 県・市町教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に学校・市町等に配置し、児童生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- 県・市町教育委員会は、電話・面接による教育相談の機会など、多様な相談窓口を確保し、児童生徒や保護者の利用を促します。

(4) いじめの早期対応

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有します。
- 学校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 学校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 学校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

(1) いじめの防止等のための組織の設置等

- 学校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、生徒指導主事、学年主任等の教職員およびスクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、PTA等の関係者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての指導方策を定期的に協議します。
- 県教育委員会は、いじめの実態やいじめ防止等に関する学校での取組状況等、いじめ問題の全県的な状況を定期的に調査・検証し、その成果の普及を図ります。
- 県教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、県・市町教育委員会、校長会、私立中学高等学校協会、PTA、子ども会、県警察、児童相談所、地方法務局等の役職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、学識経験者等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの発生状況等を共有しながら、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための有効ないじめ対策について定期的に協議します。
- 県教育委員会は、発生した重大事態に対処するため、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ調査専門委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を調査・検証します。
- 地方公共団体の長は、必要があると認める場合は、県教育委員会や学校法人が行う調査結果について、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ再調査委員会」を設置し、事実関係を再調査・検証します。

(2) 家庭、地域、関係機関との連携

- 学校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。
- 学校長は、警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

(3) 学校相互間の連携協力

- 学校長は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。